感染症に係る業務継続計画

1. 総則
2. 目的

本計画は、感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

1. 基本方針

本計画に関する基本方針を以下の通りとする。

* 1. 入所者の安全確保：入所者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
  2. サービスの継続：入所者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
  3. 職員の安全確保：職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

1. 主管部門

本計画の主管部門はエイド・サポートグループホームとする。

1. 平時からの備え
2. 対応主体

事業所管理者の統括のもと、関係住居が一丸となって対応する。

1. 対応事項
2. 体制構築・整備

管理者が全体を統括する責任者とする

1. 感染防止に向けた取り組みの実施

・感染症に関する最新情報の収集

・年に3回開催する感染防止対策委員会の検討会議による感染防止対策の立案

・年に３回開催する感染症防止の為の研修並びに訓練の実施

・職員・利用者の体調管理と記録

・施設内を出入りした者の記録管理

・組織変更、人事異動、連絡先変更の反映

1. 防護具、消毒液等備蓄品の確保

保管先、在庫量の確認、備蓄リストの作成を行う

1. 研修、訓練の実施

・業務継続計画（BCP）を関係者で共有

・業務継続計画（BCP）の内容に関する研修

・業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練

1. BCPの検証、見直し

最新の動向や訓練で洗い出された課題をBCPに反映

1. 初動対応
2. 対応主体

事業所管理者のもと、以下の役割を担う者が各担当者業務を遂行する。

全体統括・・・管理者（代行者：サービス管理責任者）

医療機関、保健所の連絡・・・管理者（代行者：サービス管理責任者）

入所者、職員への情報提供・・・管理者（代行者：世話人相談係）

入所者関係者への情報提供・・・管理者（代行者：サービス管理責任者）

感染拡大防止対策に関する統括・・・管理者（代行者：サービス管理責任者）

1. 対応事項
2. 第一報

・管理者へ報告

・地域での身近な医療機関、提携訪問看護ステーションへ連絡

・施設内、法人内の情報共有

・家族、関係者への報告

1. 感染疑い者への対応

・個室管理

・状態、経過の記録

・接触者、対応者の確認

・医療機関、検査の選定

・体調不良者の確認

1. 消毒、清掃の実施

共同スペース、各居室の定期的な清掃、消毒、換気の実施

1. 感染拡大防止体制の確立
2. 対応主体

全体統括・・・管理者（代行者：サービス管理責任者）

関係者への情報共有・・・管理者（代行者：サービス管理責任者）

感染拡大防止対策に関する統括・・・管理者（代行者：サービス管理責任者）

業務内容検討に関する統括・・・管理者（代行者：世話人相談係）

勤務体制・労働状況の管理・・・サービス管理責任者（代行者：世話人相談係）

情報発信・・・管理者（代行者：世話人相談係）

1. 対応事項
2. 保健所との連携

・濃厚接触者の特定への協力

・感染対策の指示を仰ぐ

1. 濃厚接触者への対応

・健康管理の徹底

・個室対応

・担当職員の選定

・生活空間、同線の区分け

・ケアの実施内容、実施方法の確認

・自宅待機職員、利用者の選定と説明

1. 職員の確保

・事業所内での勤務調整、法人内での人員確保

・自治体、関係団体への依頼

・滞在先の確保

・代替サービスの検討

1. 防護具、消毒液の確保

・在庫量、必要量の確認

・調達先、調達方法の確認

1. 情報共有

・施設内、法人内での情報共有

・利用者、家族との情報共有

・自治体との情報共有

・関係事業所との情報共有

1. 業務内容の調整

・提供サービスの検討

・代替サービスの検討

1. 過重労働、メンタルヘルス対応

・労働管理の徹底

・コミュニケーションの場の設置

・相談窓口の周知

1. 情報発信

・関係機関、地域への説明、公表対応

この計画は、令和4年10月1日から施行する。

この計画は、令和6年4月1日から施行する。